静岡県労働保険指導協会だより

令和４年秋号

法改正

p2 令和４年４月・10月　雇用保険料が変わります
令和４年10月・令和6年10月　社会保険が適用拡大します

p3 令和５年４月　月60時間以上の法定時間外労働の割増賃金率が50%に
令和４年４月　育児休業に関して事業主に義務が課されました
令和４年４月　パワハラ防止措置が義務付けられました

労働基準監督署の調査に備えよう（違反がないかをチェックをしよう）

p4 調査でよく指摘される項目を事前にチェックしよう
労働基準監督署の調査チェックリスト

p5 間違えやすい賃金計算

p6～7 調査の種類・流れ・内容・調査状況

p8 労働時間とみなされる３つの例

令和４年第２期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します

〒420-0961　静岡市葵区北3-7-27
静岡県労働保険指導協会
☎ 054-297-5104

社会保険に加入しましょう

経営者の方も
所得補償のある労災保険に
任意で加入すれば
安心です。

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

厚生年金保険

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

雇用保険

雇用保険料が
令和４年４月＆10 月に変更
詳しくは２ページ

31 日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20 時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

健康保険

健康保険・厚生年金保険の
加入対象が段階的に広がります
詳しくは２ページ

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

CHECK! 同一労働同一賃金

令和3年4月より（中小企業）

◆ 非正規雇用労働者（パート、有期雇用労働者、派遣労働者）を雇っている場合には、賃金をはじめとする待遇の見直しが必要になる場合があります。

◆ 正社員と非正規雇用労働者の待遇差について説明を求められた場合には、待遇差の内容や理由を説明しなければなりませんので、不合理な待遇の違いがある企業においては、改善に向けて取り組みを進めましょう。

詳しくは当会まで

☎ 054-297-5104

今月の深堀り知識

「労働者の労働が、労働時間とみなされるかどうか」は「使用者の指揮命令下に置かれているか否か」で、個別具体的に判断されます。では、労働時間とみなされる個別具体例をいくつか教えてください。

平成 29 年に労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインが策定されました。
ここでは、そのガイドラインに掲載されている「労働時間とみなされる３つの例」をご紹介します。ガイドラインの内容は、厚生労働省のホームページにてご確認ください。 ※右のＱＲコード参照

次の①②③は労働時間として扱われます。

① 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間

② 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）

③ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます。

★使用者の明示的・黙示的な指示により労働者が業務を行う時間は労働時間にあたります。
★労働時間に該当するか否かは、労働契約や就業規則などの定めによって決められるものではなく、客観的に見て、労働者の行為が使用者から義務づけられたものといえるか否か等によって判断されます。

※労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

編集と発行　労働保険事務組合　静岡県労働保険指導協会
〒420-0961 静岡県静岡市葵区北 3-7-27　電話：054-297-5104　FAX：054-297-5101
E-mail: info@shizuoka-rouho.com　URL http://shizuoka-rouho.com/